

## 食品安全関係情報詳細

### 米国環境保護庁 (EPA) - 食品安全関係情報詳細

米国環境保護庁(EPA)は1月9日、殺虫剤ポリヘキサメチレンピグアナイドハイドロクロライド(PHMB)を食品取扱い施設における食品接触面の消毒液として使用する場合、残留基準値規制の対象から除外する最終規則を官報で公表した。

資料管理 ID	syu02280120108
タイトル	米国環境保護庁(EPA)、食品接触面の消毒に適用する殺虫剤 PHMB を残留基準値規制の対象から除外
資料日付	2008(平成 20)年 1 月 9 日
概要(記事)	米国環境保護庁(EPA)は1月9日、殺虫剤ポリヘキサメチレンピグアナイドハイドロクロライド(PHMB)を食品取扱い施設における食品接触面の消毒液として使用する場合、残留基準値規制の対象から除外する最終規則を官報で公表した。当該規則は同日から有効で、異議申し立てや聴聞会の要請は2008年3月10日まで受け付ける。
情報源(公的機関)	米国/環境保護庁 EPA (EPA)

### 日本での実情

日本では現状では食品に直接接触しての使用(食品接触面の消毒液)は正式には認められていませんが、病院での手術器具の洗浄や、コンタクトレンズの洗浄などでは既に使用されている例は多々あります。

下記のように安全性の確認は報告されています。

急性経口毒性:LD50 20,000mg/kg 以上 (ラット) (財)日本食品分析センター  
変異原性:AMES 試験 陰性 (財)日本食品分析センター